

## 第 11 章

# 宅地造成に関する工事の手続き

# 第 11 章 宅地造成に関する工事の手続き

## 第 1 節 許可申請から検査済証の受領まで

### 1 宅地造成事前相談書の提出

宅地造成工事規制区域内において造成工事を行う造成主は、川崎市まちづくり局指導部宅地審査課（以下「宅地審査課」という。）へ「宅地造成事前相談書」（以下「事前相談書」という。）を提出し、当該工事が宅地造成に関する工事の許可（以下「許可」という。）を要するか否か等の判断を受けること。

また、造成工事を行おうとする土地が市街化調整区域にある場合、都市計画法第 29 条第 1 項に規定する許可（以下「開発許可」という。）を要する場合もあるため、できるだけ早いうちに宅地審査課と打合せを行うこと。

### 2 許可申請前の手続き

事前相談書により、許可を要すると判断された場合は、当該工事の計画の内容に応じ、下記の関係部署において、あらかじめ必要な手続きを完了させておくこと。

なお、開発許可を取得する場合は、宅地造成に関する工事の許可は要しないが、計画の内容については宅地造成等規制法の技術的基準に適合することが求められることとなる。

項目	申請手続き	所管課
道路	公道・水路境界が不明な場合 … 土地境界査定申請 公道を付替え又は廃止する場合 … 道路付替申請 道路改修等の工事を行なう場合 … 道路工事等施行承認申請	建設緑政局管理課 各区役所道路公園センター
水路	水路を付替え又は廃止する場合 … 水路付替申請 水路改修等の工事を行なう場合 … 水路工事等施行承認申請	建設緑政局河川課 各区役所道路公園センター
特定都市河川	鶴見川流域における1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為 …特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可申請	建設緑政局河川課
私道	私道の位置の指定を受ける場合 … 道路の位置の指定申請	まちづくり局建築指導課
都市計画道路	都市計画道路決定線の位置を確認する場合 … 都市計画道路参考詳細図	まちづくり局都市計画課
下水道	公共下水道へ排水接続を行なう場合 … 公共下水道への接続に関する事前協議 ・公共下水道施設工事等承認申請	上下水道局管路課 各下水道（管理）事務所
農地	農地を宅地に転用する場合 … 農地転用届（許可申請）	川崎市農業委員会事務局（経済労働局農業振興センター農地課内）
国有財産	青地の払下げを受ける場合 … 国有財産使用承認申請	財務省関東財務局
急傾斜地	急傾斜地崩壊危険区域内の場合 … 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可申請	神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター
文化財	文化財の埋蔵が予想される場合 … 埋蔵文化財発掘の届出	教育委員会文化財課

地区計画	地区計画区域内の場合 … 地区計画の区域内における行為の届出書	まちづくり局景観・まちづくり支援課、都市計画課（再開発等促進区）、建築審査課
公害	工事を行う区域の面積が500㎡以上の場合 … 開発行為等に関する工事調書	環境局企画指導課

### 3 許可申請書の提出（規則第4条）

許可申請前の手続きが完了した場合は、宅地造成に関する工事の許可申請書（以下「許可申請書」という。）に、必要書類及び必要図面を添付し、審査手数料（「16 審査手数料」参照）を添えて川崎市長（提出窓口 宅地審査課）へ申請すること。なお、納付された審査手数料の払戻しはできないので留意すること。また、許可申請前に、内容を概観的に確認するための書類を求めることがあるため、宅地審査課担当者の指示に従うこと。

(1) 許可申請書の作成時の注意事項（記入例を次ページに示す。）

ア 許可申請書には、(3) に示す添付書類及び(4) に示す添付図面をA4版のファイル等に綴じ、「正本」と「副本」（許可後に申請者側へ戻される書類）の計2部を宅地審査課へ申請すること。

イ 1、2及び3欄には、電話番号を記入すること。

ウ 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事（(2) 参照）を含む場合は、数字に○印を付すこと。

エ 4欄は、宅地の筆数が複数に及ぶ場合は、「○番ほか○筆」と記入すること。

オ 5欄並びに6欄のイ、ロ、ハ及びニ欄に記入する数量は、小数点以下3ケタを切捨て、「○○○. ○○㎡」と記入すること。

カ 6欄のハ欄には、義務設置擁壁を記載し、番号は宅地の平面図と対照できるように付すこと。また、高さは義務設置擁壁部分の最低高さから最高高さを記し、延長についてはその部分の長さを記入すること。

キ 6欄のニ欄の排水施設の番号は、排水施設の平面図と対照できるように付すこと。

ク 6欄のヌ欄には、「準備工○日間」、「切土工○日間」の要領で記入すること。

ケ 7欄には、宅地の利用目的及び他の法令に基づく許可申請等の手続きの状況を記入すること。

様式第二 (第 4 条)

正

宅地造成に関する工事の許可申請書 (例)

宅地造成等規制法第 8 条第 1 項本文の規定による許可を申請します。		※手数料欄			
		平成〇〇年〇〇月〇〇日			
(あて先) 川崎市長		申請者 住所 川崎市川崎区宮本町1番地			
3 (1) ウ参照		氏名 川崎 太郎 			
1 造成主住所氏名	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎 太郎	044-200-XXXX			
② 設計者住所氏名	川崎市宮前区宮前平2丁目20番5号 宮前 和夫	044-856-XXXX			
3 工事施行者住所氏名	川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号 株式会社 麻生 代表取締役 麻生 太郎	044-965-XXXX			
4 宅地の所在及び地番	川崎市 麻生 区 白鳥1丁目2番〇ほか3筆の一部				
5 宅地の面積	375. <sup>36</sup> 平方メートル				
6 工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地の面積	315. <sup>44</sup> 平方メートル			
		ロ 切土又は盛土の土量	切 土	150. <sup>15</sup> 立方メートル	
	盛 土		99. <sup>33</sup> 立方メートル		
	ハ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
		① ~ ②	鉄筋コンクリート造	4. <sup>00</sup> ~6. <sup>00</sup> メートル	23. <sup>85</sup> メートル
		③ ~ ④	練積み造	3. <sup>66</sup> ~5. <sup>00</sup>	15. <sup>00</sup>
	ニ 排 水 施 設	番 号	構 造	内法寸法	延 長
		① ~ ⑩	U 型側溝	18 センチメートル	15. <sup>00</sup> メートル
		Ⓐ	VP 管	15	1. <sup>00</sup>
		① ㊦ ㊧ ㊨ ㊩	集水料	40	5箇所
ホ 崖面の保護の方法	切土45°以下 張芝、盛土30°以下 筋芝 法枠ブロック併用				
ヘ 工事中の危害防止のための措置	① 工事関係者以外の現場内無断進入を防ぐため、区域境に仮囲いを設置する。 ② 豪雨が予測される時は、造成中の法面にシートをかけ、パトロールを実施する。 ③ 区域外への土砂流出防止のため、仮排水工を設置する。 ④ 掘削時には土砂の崩壊を防ぐための山留めとして鋼矢板を設置する。 ⑤ 安全確保のため、防犯灯を設置する。				
ト その他の措置	騒音振動対策として低騒音・低振動型建設機械を使用する。				
チ 工事着手予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		※〇月末日等は不可		
リ 工事完了予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日				
ヌ 工程の概要	準備工 〇〇日 土工事 〇〇日 擁壁工事 〇〇日 排水工事 〇〇日 片付け工 〇〇日 計 〇〇日				
7 その他必要な事項	(地目)宅地 (目的)一戸建ての住宅4区画 (その他の手続)農地転用届出済、水路付替申請済、急傾斜地法許可申請済				
※ 受付欄	※決 裁 欄	※許可にあたって附した条件	※許 可 番 号 欄		
平成 年 月 日			平成 年 月 日		
第 号			第 号		
係員印			係員印		

※造成主と土地所有権者が異なる場合の所有者の土地使用承諾書の参考例

宅地造成に関する工事の土地使用承諾書				
平成      年      月      日				
造成主 住 所 _____ 氏 名 _____ 様				
権利者 住 所 _____ 氏 名 _____ 印				
わたくしが権利を有する次の物件について、宅地造成に関する工事を行うことを承諾します。				
物件の種類	所在及び地番	面 積	権 利 の 種 別	摘 要
		m <sup>2</sup>		

※排水の接続先が、造成主以外が所有する私有の排水設備である場合の排水接続承諾書の参考例

### 排水接続承諾書

造成主 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

川崎市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ において行われる宅地造成に関する工事について、 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ の土地にわたくしが所有又は管理する排水設備に、申請図書のとおり、排水設備を接続することを承諾します。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

承諾者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(承諾者が自署してください。)

## (2) 資格を有する者の設計によらなければならない工事（法第 9 条第 2 項）

造成工事により高さが 5 m を超える擁壁の設計を行う場合、又は、切土又は盛土をする土地の面積が 1, 5 0 0 m<sup>2</sup> を超える土地における排水施設の設計を行う場合は、以下の資格のいずれかを有していなければならない。

ア 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 3 8 8 号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者であること。

イ 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限 3 年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者であること。

ウ イに該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 3 6 年勅令第 6 1 号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者であること。

エ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和 1 8 年勅令第 3 6 号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者であること。

オ 国土交通大臣がアからエに規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

## (3) 添付書類

許可申請書に添付する書類は以下の表のとおりである。

書類番号	書類の種類	説明すべき事項	根拠条項等*	備考
1	委任状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付</li> <li>・委任者（許可申請者）及び受託者の氏名、住所、捺印</li> <li>・委任する宅地造成工事の所在</li> <li>・委任する事項</li> </ul>	細則第 3 条第 4 号	許可申請者と許可申請の手續き等を行う者が異なる場合。
2	土地登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可申請区域に含まれる土地の所有権者</li> </ul>	細則第 3 条第 4 号	許可申請区域に含まれる地番全てについて添付すること。 3 ヶ月以内に取得した原本であること（副本は写し）。
3	土地使用承諾書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付</li> <li>・許可申請者の住所及び氏名</li> <li>・土地所有権者の住所及び氏名</li> <li>・承諾の内容</li> <li>・物件の種類、所在、面積、権利種別</li> </ul>	細則第 3 条第 2 号	造成主と許可申請区域の土地所有権者が異なる場合。 原本であること（副本は写し）。
4	印鑑証明書		細則第 3 条第 2 号	土地使用承諾書が必要な場合。 3 ヶ月以内に取得した原本であること（副本は写し）。
5	設計者の資格を証する書類	以下のいずれかの書類とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土木又は建築に関する課程を修めて卒業したことを証するもの（卒業証書の写し又は卒業証明書）及び実務の経験を証するもの</li> </ul>	細則第 3 条第 3 号	法第 9 条第 2 項の規定により、資格を有するものの設計によらなければならない工事（高さ 5 m を超える擁壁の

第 11 章 宅地造成に関する工事の手続き

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士（建設部門）免許証の写し</li> <li>・一級建築士免許証の写し</li> <li>・国土交通大臣の登録を受けたものが行う講習を修了したことを証する書類</li> </ul>		設計、造成面積が 1,500㎡を超える土地における排水施設の設計）を行う場合。
6	他の法令に基づく許可申請等の手続きの状況を証する書類	(例) 農地転用、急傾斜地法、特定都市河川浸水被害対策法等	それぞれの法令等	
7	その他市長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業許可書の写し</li> <li>・防災計画書</li> <li>・施工計画書</li> <li>・擁壁構造計算書</li> <li>・杭施工計画書（杭基礎の場合）</li> <li>・地盤改良計画書（地盤改良を行う場合）</li> <li>・切土又は盛土をする土地の面積に係わる新旧対象求積図（変更許可申請時）</li> <li>・土の般出入先に関する図書</li> <li>・開発行為等に関する工事調書</li> <li>・排水接続承諾書（排水接続先が私有の排水設備の場合）</li> <li>・その他必要に応じて求める書類</li> </ul>	細則第 3 条第 4 号	

※ 規則…宅地造成等規制法施行規則、細則…川崎市宅地造成等規制法施行細則

(4) 添付図面

許可申請書に添付する図面は以下の表のとおりである。

図面番号	図面の種類	縮尺	明示すべき事項	根拠条項等※	備考
	目 録		・図面番号、名称及び枚数		
1	位置図	1/2,500	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・宅地の境界線（許可申請区域境界線）</li> <li>・道路、河川等の公共施設及び目標建築物等</li> </ul>	規則第 4 条第 1 項	・本市発行の都市計画基本図（地形図）を使用し、許可申請区域の境界線は赤色で明示すること。
2	地形図 （現況図）	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・宅地の境界線（許可申請区域境界線）</li> <li>・宅地の区域内及びその周辺の道路、河川、水路その他の公共施設位置及び形状</li> <li>・既存建築物及び既存擁壁等の位置及び形状</li> <li>・等高線（標高差 1 m）</li> <li>・仮ベンチマークの位置及び高さ</li> </ul>	規則第 4 条第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可申請区域の境界線は赤色で明示すること。</li> <li>・地形図は実測に基づくものとする。</li> <li>・等高線は細線で表示すること。</li> </ul>
3	公図の写し	1/500 1/600 1/1,200	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・宅地の境界線（許可申請区域境界線）</li> <li>・公道（茶色）、水路（水色）及び青地の色分け</li> <li>・閲覧場所</li> <li>・作成年月日</li> <li>・作成者記名及び捺印</li> </ul>	細則第 3 条第 1 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可申請区域の境界線は赤色で明示すること。</li> <li>・法務局の印のあるものは作成年月日、作成者の記名及び捺印は不要。</li> </ul>
4	求積図	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地の面積</li> <li>・切土又は盛土をする土地の面積</li> </ul>	細則第 3 条第 4 号	・現況及び計画区域割ごとに求積すること。
5	宅地の平面図 （造成計画平面図）	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・凡例</li> <li>・宅地の境界線（許可申請区域境界線）</li> <li>・切土又は盛土をする土地の部分の色分け</li> <li>・造成計画断面図における断面の位置</li> </ul>	規則第 4 条第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形図（現況図）と計画図の重ね図とすること。</li> <li>・許可申請区域の境界線は赤色で明示すること。</li> <li>・切土は黄色、盛土は赤色で表示すること。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設する崖、擁壁及びのり面の位置、種類及び寸法</li> <li>・排水施設の位置、種類、内法、寸法、勾配及び流水方向</li> <li>・展開図、縦横断面図との照合記号及び位置</li> <li>・宅地の区域内及びその周辺の道路、河川、水路その他の公共施設位置及び形状</li> <li>・既存建築物及び既存擁壁等の位置及び形状</li> <li>・等高線（標高差 1 m）</li> <li>・仮ベンチマークの位置及び高さ</li> <li>・宅地等の計画高、区画面積及び宅地の番号</li> <li>・その他の構造物（地下車庫、階段、ドライエリア等）の位置及び形状</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>と。</li> <li>・等高線は細線で表示すること。</li> </ul>
6	宅地の断面図（造成計画断面図）	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦又は横の断面の測点</li> <li>・宅地の境界線（申請区域境界線）</li> <li>・現況地盤線及び現況地盤高</li> <li>・造成計画地盤線及び計画地盤高</li> <li>・崖の高さ及び勾配</li> <li>・切土又は盛土をする土地の部分の色分け</li> <li>・段切りの方法</li> <li>・擁壁のタイプの別</li> <li>・崖、道路、河川、水路、擁壁等の位置、形状、名称及び寸法</li> </ul>	規則第 4 条第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形図（現況図）と計画図の重ね図とすること。</li> <li>・許可申請区域の境界線は赤色で明示すること。</li> <li>・測点は図面番号 5（造成計画平面図）において図示した線上のものとし、その番号を記入すること。</li> <li>・切土は黄色、盛土は赤色で表示すること。</li> </ul>
7	排水施設の平面図（排水施設計画平面図）	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・凡例</li> <li>・宅地の境界線（申請区域境界線）</li> <li>・排水施設の位置、種類、内法、寸法、勾配及び流水方向</li> <li>・吐口の位置及び放流先の名称</li> <li>・放流先の排水路の位置、断面及び寸法</li> </ul>	規則第 4 条第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成計画平面図で左欄の内容が明示できる場合は添付を省略できる。</li> </ul>
8	排水区域割り及び求積図	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水区域割り</li> <li>・排水区域ごとの面積</li> </ul>	細則第 3 条第 4 号	
9	崖の断面図	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・崖の位置、形状、高さ及び勾配</li> <li>・土質及び地層等の厚さ</li> <li>・擁壁の位置</li> <li>・切土又は盛土をする前後の地盤面</li> <li>・崖面の保護方法</li> <li>・排水施設の位置及び形状</li> </ul>	規則第 4 条第 1 項	
10	擁壁の断面図（擁壁構造図）	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の種類</li> <li>・設計条件</li> <li>・擁壁の高さ、勾配、上下端部の厚さ及び基礎の寸法</li> <li>・縦壁配筋及び底板配筋</li> <li>・擁壁前面の根入れ深さ</li> <li>・裏込めコンクリートの寸法</li> <li>・透水層の位置、材料及び寸法</li> <li>・水抜穴の位置、材料及び内径</li> <li>・擁壁を設置する前後の地盤面</li> <li>・基礎地盤の土質、地耐力及び基礎杭の位置、材料及び寸法</li> <li>・鉄筋コンクリートの強度等</li> </ul>	規則第 4 条第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本指針の標準構造図を用いる場合は、その複写で可。</li> </ul>

第 11 章 宅地造成に関する工事の手続き

1 1	擁壁の背面図 (擁壁展開図)	1/30 ~ 1/300 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の種類</li> <li>・擁壁の高さ、勾配、上下端部の厚さ及び基礎の寸法</li> <li>・透水層の位置、材料及び寸法</li> <li>・水抜穴の位置、材料及び内径</li> <li>・擁壁の折れ点</li> <li>・伸縮目地の位置</li> <li>・造成宅地平面図との照合記号</li> <li>・支持地盤の土質</li> </ul>	規則第 4 条第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水抜穴は壁面の 3 m<sup>2</sup> 以内ごとに 1 箇所設置する。</li> </ul>
1 2	擁壁敷設図	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の種類</li> <li>・擁壁底版及び杭の敷設状況</li> <li>・伸縮目地の位置</li> <li>・造成宅地平面図との照合記号</li> </ul>	細則第 3 条第 4 号	
1 3	排水施設構造図	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開渠、暗渠、床止工、マンホール、雨水、吐口等の構造断面</li> <li>・排水施設の種類、材料及び寸法</li> </ul>	細則第 3 条第 4 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「開発行為等下水道施設指導基準」に準じる。</li> </ul>
1 4	その他の構造図	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種類、形状、材質及び寸法</li> </ul>	細則第 3 条第 4 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造物ごとに作成する。</li> </ul>
1 5	防災計画平面図及び断面図	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・土留柵、擁壁、堰堤、仮排水路、暗渠排水等の位置及び寸法</li> </ul>	細則第 3 条第 4 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、防災計画書とともに作成する。</li> </ul>
1 6	構造計算書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の概要</li> <li>・構造計画</li> <li>・応力計算</li> <li>・断面算定</li> </ul>	規則第 4 条第 2 項	
1 7	崖の安定計算書、土質調査報告書			規則第 4 条第 3 項	
1 8	その他市長が必要と認める図書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・流量計算書、防災計画書、道水路台帳平面図写し、大臣認定擁壁の認定書及びカタログ等</li> </ul>	細則第 3 条第 4 号	

※ 規則…宅地造成等規制法施行規則、細則…川崎市宅地造成等規制法施行細則

#### 4 許可申請の取下げ（細則第 4 条）

川崎市長に対して許可申請をした後、許可申請を取り下げる場合は、取下げ理由等を宅地造成に関する工事の許可申請取下届に記入の上、川崎市長（提出窓口 宅地審査課）へ届け出ること。

#### 5 許可又は不許可に関する通知書の受領

申請された許可書類の審査及び現地調査の結果、法第 9 条に規定される技術的基準等に適合していると認められた場合は許可の通知書を交付するので、造成主又は造成主から許可通知書の受領を委任されている者の印を持参し、許可通知書を受領すること。

## 6 許可済の標識の掲示（細則第 8 条）

許可を受けた場合、造成主又は工事施行者は、速やかに工事現場の見やすい場所に宅地造成等規制法による許可済の標識を掲示すること。また、変更許可を受けた場合は、看板中の許可番号や許可の日付等、変更があった箇所を速やかに変更すること。

## 7 工事着手届の提出（細則第 7 条）

許可を受けた工事に着手したときは、速やかに工事着手届及び下記に示す必要書類を川崎市長（担当窓口 宅地審査課）へ届け出ること。なお、その際に工事施工時の注意点などを説明するので、工事施工者と共に来庁すること。

- (1) 工事着手届（細則第 4 号様式） 1 部
- (2) 工事工程表 1 部
- (3) 許可済の標識の写真（遠景） 1 枚
  - ・許可済の標識が写り込むように造成区域全体を撮影すること。
- (4) 許可済の標識の写真（近景） 1 枚
  - ・許可済の標識に書かれている内容が確認できるように撮影すること。
- (5) 建設業許可の写し又は証明書 1 部

## 8 工事施行状況報告書の提出（細則第 13 条）

擁壁工事（高さ 3 m を超えるもの）、盛土工事等が完了した場合は、速やかに工事施行状況報告書に、下記に示す必要書類を添付して川崎市長（担当窓口 宅地審査課）へ提出すること。

- (1) 施工の位置並びに状況を明らかにした写真
- (2) 求積図
- (3) 構造計算書
- (4) 崖の安定計算書
- (5) その他市長が必要と認める図書

## 9 工事計画の変更許可申請書の提出（細則第 9 条）

許可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、その変更が軽微な場合を除き、工事計画変更許可申請を行って変更許可を受ける必要があるため、宅地造成に関する工事計画変更許可申請書及び宅地造成に関する工事計画変更概要書に、変更に係る必要書類及び必要図面を添付して、正本及び副本の 2 部を作成し、審査手数料（「16 審査手数料(2)」参照）を添えて川崎市長（担当窓口 宅地審査課）へ申請すること。

なお、変更許可を受けた後の手続きについては当初の許可を受けた後と同じなので、「5 許可又は不許可に関する通知書の受領」、「6 許可済の標識の設置」、「7 工事着手届の提出」を参照のこと。

## 10 工事計画変更届の提出（細則第 10 条）

許可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、原則として工事計画変更許可申請を行って変更許可を受ける必要があるが、変更内容が軽微な場合は、変更内容及び理由について記した宅地造成に関する工事計画変更届に必要書類を添付して、川崎市長（提出窓口 宅地審査課）に届け出ること。

## 11 宅地造成に関する工事の廃止（細則第 14 条）

許可を受けた工事を廃止する場合は、廃止の理由等を宅地造成に関する工事の廃止届に記入の上、川崎市長（提出窓口 宅地審査課）に届け出ること。

なお、既に工事に着手している場合は、原状復帰工事及び防災工事により土地の安全性を確保すること。

## 1 2 工事完了検査申請書等の提出

許可を受けた工事が完成したときは、宅地造成に関する工事の完了検査（以下「完了検査」という。）を受けるため、速やかに宅地造成に関する工事の完了検査申請書に、下記に示す(1)から(5)の必要書類を添付してひとつに綴じ、川崎市長（必要部数は提出窓口の宅地審査課と協議）へ申請すること。検査日時及び検査当日に用意するもの等については、宅地審査課と協議し、指示を受けること。

なお、検査済証交付用として、(2)公図の写しを別途1部提出すること。

- (1) 区域図 1部
- (2) 公図の写し（(変更)許可申請時と同じものに(変更)許可申請区域を赤枠で記入したもの。）  
1部
- (3) 竣工図 1部
- (4) 排水施設計画平面図 1部  
・竣工図では排水施設が確認できない場合のみ添付すること。
- (5) 工事の出来形施工写真（工事着手前、完了時の全景を含む） 1部

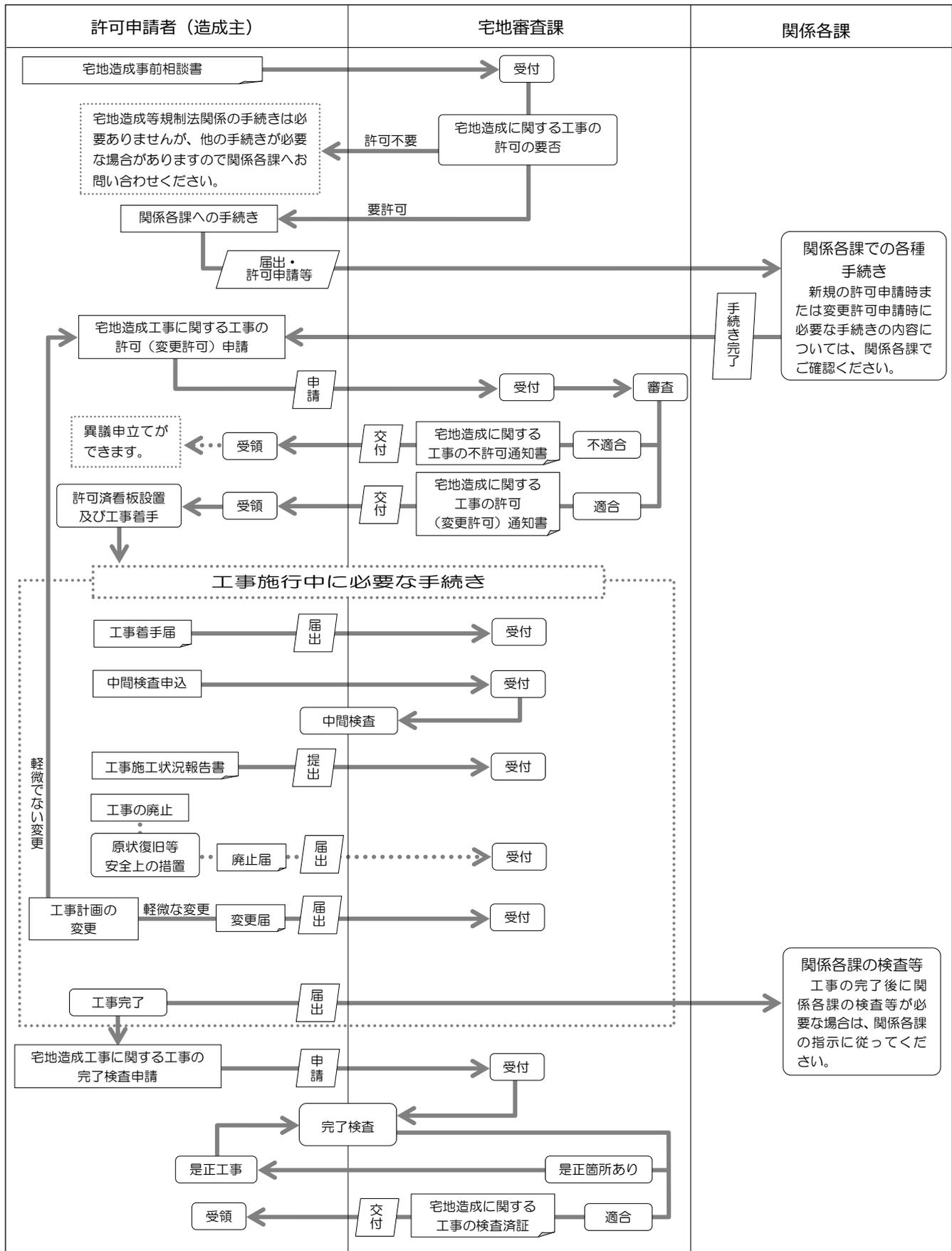
## 1 3 完了検査

完了検査は、許可を受けた工事が法第9条第1項に規定される技術的基準に適合した内容で完了しているかどうかの検査である。検査を受けるにあたっての留意点等については、「第3節 完了検査」を参照のこと。

## 1 4 検査済証の受領

完了検査の結果、法第9条第1項の規定に適合していると認められた場合は、宅地造成に関する工事の検査済証（以下「検査済証」という。）を交付するので、造成主又は造成主から検査済証の受領を委任されている者の印を持参し、検査済証を受領すること。

1 5 宅地造成に関する工事の検査済証受領までの流れ



## 1 6 審査手数料

宅地造成等規制法に基づく宅地造成に関する工事の許可申請又は変更許可申請を行う場合は、以下に示す審査手数料を徴収します。

- (1) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査

ア	切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの 1件につき	12,000円
イ	切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき	21,000円
ウ	切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき	31,000円
エ	切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき	47,000円
オ	切土又は盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき	67,000円
カ	切土又は盛土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件につき	110,000円
キ	切土又は盛土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 1件につき	170,000円
ク	切土又は盛土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 1件につき	250,000円
ケ	切土又は盛土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 1件につき	340,000円
コ	切土又は盛土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの 1件につき	420,000円

(2) 宅地造成等規制法第 12 条第 1 項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査

1件につきア及びイに掲げる額を合算した額。ただし、その額が420,000円を超えるときは、420,000円	
ア	宅地造成に関する工事の設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、切土又は盛土をする土地の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積の減少を伴う場合にあつては減少後の切土又は盛土をする土地の面積)に応じ(1)に規定する額に10分の1を乗じて得た額
イ	新たな切土又は盛土をする土地の追加による宅地造成に関する工事の設計の変更については、新たに追加される切土又は盛土をする土地の面積に応じ(1)に規定する額

## 第 2 節 中間検査

### 1 中間検査の実施

宅地造成に関する工事が法第 9 条の技術的基準に適合しているかどうかは、原則として工事完了後に行われる完了検査（現場及び工事写真による検査）により確認するが、擁壁の床付け面の状況や配筋の施工状況等、工種によっては工事完了後又は施工写真のみでは確認できないものがあるため、そのような工種については必要に応じ工事施工中の検査（中間検査）を実施します。

### 2 中間検査を実施する工種

- (1) 義務設置擁壁の床付け地盤整正時
  - ・基礎碎石を敷き詰める前に中間検査を受けること。
- (2) 義務設置擁壁の練積み造擁壁の一石目（根石）据付時
  - ・胴込め及び裏込めコンクリートは打設せず、一石目を並べた状態にしておくこと。
- (3) 義務設置擁壁の配筋完了時
- (4) 地盤改良工（浅層混合処理工法又は置換工法）を行う際の改良体又は置換部分底部基礎地盤（地山）露出時

浅層混合処理工法又は置換工法による地盤改良を行う場合は、改良体又は置換部分の底部にあたる基礎地盤を露出させて検査を受けること。
- (5) 地盤改良工の完了時

セメント系又は石灰系固化材による浅層混合改良又は深層混合改良が完了した時には、地盤改良計画書の内容に基づき検査を受けること。なお、置換工法については、この限りではない。
- (6) 杭の打設完了時

杭出来形報告書（写真添付）を提出し、杭施工計画書の内容に基づき、杭径、配列、杭頭処理等の杭出来形について検査を受けること。
- (7) その他、施工中における検査の必要が生じたとき

### 3 中間検査に関する協議

工事施行者は、「2 中間検査を実施する工種」で示した工種の工事を行う場合には、中間検査の実施箇所や日程について、担当職員と十分打合せを行うこと。

## 第 3 節 完了検査

### 1 完了検査の実施（法第 13 条）

宅地造成に関する工事が完了したのち、その工事が法第 9 条の技術的基準に適合しているかどうかの確認のため、完了検査（現場及び工事写真による検査）を受けること。完了検査の結果、同基準に適合していると認められた場合は検査済証の交付となるが、同基準に適合していない場合は、適合するための是正工事を行うこと。

### 2 完了検査の日程調整

工事が完成し、宅地造成工事に関する工事の完了検査申請書を川崎市長（担当窓口 宅地審査課）に申請する際、担当者と完了検査の日時について協議すること。

### 3 完了検査を受けるに当たっての留意点

- (1) 完了検査は、最終的な出来形について確認を行うこととなるが、検査当日の準備として次の点に留意すること。
  - ア 工事用の重機や資材（仮設トイレや詰所等）は片付け、検査がしやすい状況にしておくこと。なお、許可済の標識については、検査済証の交付まで残しておくこと。
  - イ まず、マンホール、U型側溝の蓋は外しておくこと。また、転落を防ぐため、コーンやバリケード等で注意を促すこと。
  - ウ 脚立、懐中電灯、はしご等、検査に必要な器具を用意しておくこと。
- (2) 設計者は指摘事項を記録し、指摘事項については是正工事でどのように対処したか、写真とともに報告すること。